

京都市訓令甲第19号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

京都市長 門 川 大 作

第8条中「行財政局組織・人事担当局長」を「行財政局人事担当局長」に改める。

別表環境政策局の款循環型社会推進部の項ごみ減量推進課の目及び同款適正処理施設部の項魚アラリサイクルセンターの目を削る。

別表文化市民局の款文化芸術都市推進室の項元離宮二条城事務所の目中「午前10時30分」を「午前9時30分」に、「午後7時15分」を「午後6時15分」に改め、同款地域自治推進室の項を次のように改める。

| | | | | |
|------------------------|--|--|-------------|--|
| 地 域 自 治 推 進 室 | 戸籍，住民基本台帳並びに個人の印鑑登録及び証明に関する事務の統轄に関する業務に従事する職員 | 交替に 午前8時15分から午後5時まで 午前8時45分から午後5時30分まで | 一般職員に 同じ | 一般職員に 同じ |
| | 地下鉄四条駅証明書発行コーナー，地下鉄竹田駅証明書発行コーナー，地下鉄山科駅証明書発行コーナー，地下鉄北大路駅証明書発行コーナー | 交替に 午前8時30分から午後5時15分まで 午前10時30分から午後7時15分まで | 一般職員に 同じ | 4週間を通じて8日，祝日法による休日並びに1月2日，同月3日及び12月29日から同月31 |

| | | | |
|--|-------------------------------------|--|-----|
| | 一及び阪急桂駅 証明書発行コー ナーに勤務する 職員 | | 日まで |
|--|-------------------------------------|--|-----|

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)